

サービス管理責任者等研修の受講者数の平準化のため、 「令和7年度更新研修」の受講について、御検討ください

- 平成31年度にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の研修体系が改正され、新たに5年毎の「更新研修」の受講が義務化されました。（5年度毎の更新研修を修了しない場合、人員配置できなくなります。）
- 「平成30年度までの旧体系修了者」が、令和6年度以降もサービス管理責任者等の業務を行う場合、令和5年度末（令和6年3月31日）までに更新研修を修了する必要がありました。
- 一方、徳島県においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和元年度から令和3年度の更新研修が中止となったため、結果として、令和4年度、令和5年度に修了者が集中しています。

**令和8年度から10年度にかけて、受講者の大幅な増加が見込まれますので、
「令和7年度更新研修」の受講について、御検討ください。**

※8月上旬募集開始、10月下旬頃実施（予定）

■徳島県内の更新研修修了者の状況（サービス管理責任者等研修）

R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
中止 (ｺﾏ)	5年度間（R2～6）の間に更新研修を受講				更新研修 受講期限				
	中止 (ｺﾏ)	5年度間（R3～7）の間に更新研修を受講				更新研修 受講期限			
		中止 (ｺﾏ)	5年度間（R4～8）の間に更新研修を受講				更新研修 受講期限		
			428人	5年度間（R5～9）の間に更新研修を受講				更新研修 受講期限	
				247人	5年度間（R6～10）の間に更新研修を受講				更新研修 受講期限

※更新研修修了者とは別に、「実践研修」修了者の受講も見込まれます。